

計画認定制度の基本方針に 盛り込むべき事項について

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

2025年 6 月
新事業・食品産業部

基本方針の関係規定及び今後のスケジュール

- 計画認定制度の運用に際し、農林水産大臣は**基本方針**を定めることとしている（**基本方針との整合性**は、**計画の認定要件**となる）。
- **今後、食料・農業・農村審議会**に議論の場を移し、所要のプロセスを経て、基本方針を告示することとなるが、基本方針は**本検討会**でのこれまでの議論も踏まえて策定する考えであり、**本日は基本方針に盛り込むべき事項を議論すること**としたい。

基本方針に係る関係規定

第五条 農林水産大臣は、食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進に関する基本的な方針（以下この章において「基本方針」という。）を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 安定取引関係確立事業活動等の促進に関する次に掲げる事項

イ 安定取引関係確立事業活動等の促進の意義及び目標

ロ 安定取引関係確立事業活動等の実施に関する基本的な事項

二 連携支援事業の促進に関する次に掲げる事項

イ 連携支援事業の促進の意義及び目標

ロ 連携支援事業の実施に関する基本的な事項

三 前二号に掲げるもののほか、安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業の促進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制である場合にあつては、当該行政機関）に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

5 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。



基本方針策定に係る今後のスケジュール

本日

● 本検討会（盛り込むべき事項を議論）

7月中

● 食料・農業・農村審議会
（諮問・答申）

7月中旬

● パブリックコメント（30日間）

9月中

● 基本方針の告示

秋頃

● 法律（計画認定制度関係部分）の施行

基本方針に盛り込むべき主要な事項（案）①



- 基本方針の策定に当たっては、主として**以下右欄の事項**を盛り込むこととする。

項目（法律委任事項）	盛り込むべき主要な事項
第1 安定取引関係確立事業活動等の促進に関する事項	
1 安定取引関係確立事業活動等の促進の意義及び目標	[安定取引関係確立事業活動等を促進する意義] ・ 地域の原材料の利用の拡大及び原材料の安定調達を図ること（安定取引関係確立事業活動） ・ 食品産業の生産性及び収益性の向上を図ること（流通合理化事業活動） ・ サプライチェーン全体における環境への負荷の低減を図ること（環境負荷低減事業活動） ・ 食品等の背景事情に係る消費者理解の増進を図ること（消費者選択支援事業活動） [安定取引関係確立事業活動等の促進の目標] ・ 事業活動の取組数が2030年度までに1,000件となること等を通じて、「農業・食料関連産業の国内生産額」を2030年までに150兆円とすること
2 安定取引関係確立事業活動等の実施に関する基本的な事項	・ 安定取引関係確立事業活動等を実施する食品事業者が重点的に取り組むべき事項 ※次ページ参照
第2 連携支援事業の促進に関する事項	
1 連携支援事業の促進の意義及び目標	[連携支援事業を促進する意義] ・ 地域の食品産業の事業者に対する支援機能のワンストップ化により地域の食ビジネスの発展を図ること [連携支援事業の促進の目標] ・ 当該事業を実施する都道府県が2030年度までに47都道府県となることを通じて、安定取引関係確立事業活動等の促進の目標を達成すること
2 連携支援事業の実施に関する基本的な事項	・ 連携支援事業を実施する上で重点的に取り組むべき事項（地域発の食ビジネス創出支援、食品産業全体における共通の課題の解決支援）
第3 安定取引関係確立事業活動等及び連携支援事業の促進に関するその他重要事項	・ ①人権、栄養に関する課題への対応、②輸出の拡大に関する事項

基本方針に盛り込むべき主要な事項（案）②



- 基本方針において、**安定取引関係確立事業活動等**を実施する食品等事業者が**重点的に取り組むべき事項**を明記。
- これまでの検討会の議論も踏まえ、以下の柱立てをして、今後、内容を具体化。

安定取引関係確立事業活動に特に関連

農林漁業との連携の強化

- ア 農林漁業者との長期の関係構築
- イ 農林漁業者に対する人的支援及び物的支援
- ウ 農林漁業者との協業を進めるための出資関係の構築
- エ 自らの農林漁業への参入

流通合理化事業活動に特に関連

流通の効率化

- ア 物流の効率化
- イ モーダルシフトの推進
- ウ 卸売市場の機能強化

新たな需要の開拓

- ア 新たな食品の開発及び販売
- イ 品質保持及び衛生管理の高度化
- ウ 食品産業の海外展開

環境負荷低減事業活動に特に関連

環境負荷の低減

- ア 食品ロスの削減・食品リサイクルの促進
- イ プラスチックの排出抑制及び再生利用
- ウ 温室効果ガスの削減

消費者選択支援事業活動に特に関連

消費者理解の増進

- ア サステナビリティ情報の見える化
- イ 生産・製造実態及びコスト構造の見える化
- ウ 地域の農林水産物に関する情報の見える化

安定取引関係確立事業活動、流通合理化事業活動、環境負荷低減事業活動、消費者選択支援事業活動に関連

技術開発・先端的な技術の活用

- ア 機械やITなど関連事業分野との協業による省力化技術の開発
- イ サステナビリティ対応技術の開発
- ウ 品質保持及び衛生管理の高度化技術の開発

円滑な事業承継の促進

- ア 事業再編を通じた地域の特色ある食品等事業者の円滑な事業承継
- イ 後継者不在の食品等事業者の円滑な事業承継

食品産業の事業基盤の強化

- ア 事業再編を通じた食品産業の事業基盤の強化
- イ 地域を先導する意欲のある食品等事業者による業界再編

食品産業の省力化

- ア 省力化に向けた設備・システム等の導入
- イ 関係者の協調によるサプライチェーン全体の効率化

サプライチェーン全体での標準化・デジタル化

- ア 商品情報の標準化など個社を超えたサプライチェーン全体での標準化の推進
- イ AIを活用した需要予測などサプライチェーン強靱化に資するデジタル化の推進

フードテックビジネスの推進

- ア 日本の強みの活用
- イ 地域の資源の活用
- ウ 異業種との協業
- エ 海外技術の活用
- オ スタートアップの育成